

第 22 回 葉山町 都市計画審議会

会 議 録

令和 7 年 10 月 2 日開催

第 22 回葉山町都市計画審議会会議録

日時：令和 7 年 10 月 2 日（木）

14 時 00 分～15 時 30 分

場所：町役場 3 階 議会協議会室 1

出席 苦瀬博仁会長
小川嘉一委員
窪田美樹〃
荒井直彦〃
待寺真司〃

河野朗委員
五十嵐敬〃
津吉彰郎〃
田中多江子〃
三橋馨〃

欠席 鈴木正委員

柳新一郎委員

事務局 都市経済部雨宮部長
伊藤課長補佐

都市計画課松井課長
桃田主事補

傍聴者 1 名

【松井課長】 それでは定刻より若干早いですが、皆さんお揃いのようなので、本日の第22回葉山町都市計画審議会を開会とさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日はご多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の議事進行は苦瀬会長にお願いするところでございますが、議事に入るまでの間、僭越でございますが都市計画課の松井が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは審議会を開催するにあたりまして、会議の公開及び議事録の作成について併せてご報告を申し上げます。本日の会議は原則公開となっております。傍聴希望者がいる場合につきましては、入室を許可いたしますので、ご了承をお願いいたします。また会議録作成のため会議を録音させていただきますので、併せてご了承のほどよろしくお願いいたします。それでは会議に先立ちまして町長の山梨より一言ご挨拶を申し上げます。

【山梨町長】 皆様、こんにちは。お忙しい時、また忙しい時間帯でもありますけれども、こちらの町役場にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日お手元の審議会の次第としまして3件、皆さんにお願いをしたい点がございまして2件報告がございます。1件目としましては、神奈川県の方で線引きの見直し、調整区域の見直しについての進捗がございます。また、もう一方は南郷トンネルの北側区間の工事の施工状況ということで、今日は五十嵐委員もいらっしゃいますけれども、町の方からご報告させていただきたいと思っております。

1点目の1番大きなポイントが今回、都市計画マスタープランの改定にかかってございまして、諮問という形になります。実はこの件につきましては、昨年11月皆様にご連絡をさせていただいてからこの間、私たちの方で取りまとめを重ねておりまして、皆様方には書類でお示しをしながらこの間進めてきた経緯がございます。7月にはぜひ、ということでお集まりいただく機会もいただきながら、津波警報もあったことから一旦延期をさせていただきまして、改めて書類でですね、皆様にお伝えをしたところ、大変お手間を煩わせてしまったんじゃないかと思って、大変申し訳なく思っております。その間、一旦町民の方々にはパブリックコメントをさせていただきまして、今日町としてできるところまではまとめをしてまいりました。今更にはなりますけれどもですね、ぜひ慎重なご審議のほど何卒よろしくお願いいたします。では都市マスにつきましては一旦私の方から1点だけですね、分かりやすい点で、今の葉山町ではマンション開発等の件に関しまして、様々紛争を乗り越えてきたところがございまして、それでも1件、現状で訴訟中の件がございます。地域の方の声やですね、議会の皆様の声もいただいて、町としましては官民一体となって向き合おうということを常々お声がけをしている中になるべく良い開発をということをお願いしてまいったことはありますけれども、なかなか、取りまとめがいかないところになっております。このような計画ものによりまして、町の意味というものを明確にしていくことが、とても大きなポイントになります。法律がある中での取り組みですので、私たちの権限が及ばない点もあるのかもしれませんが、それでも民意の大事さというものを分かっていたくためには、これらマスタープランというものは大変重要なポイントになります。葉山の方々、全ての方々がこの町を守っていき、今のような穏やかな暮らしを続けたいと思っていただけていて、それで表彰されることも多々ある町でございますので、この町の良さを守っていくためにも、このような建築に関する町の意味というものを、計画に定めることに大変重きを置いているところでございますので、ぜひ皆様方の慎重なご審議とですね、貴重なご意見をいただきながら、町のこれからの十数年を目指していくマスタープランのまとめにし

っかりと入りたいと思いますので、何卒今日はよろしくお願いしたいと思います。私から以上でございます。

【松井課長】 それでは着座のまま失礼いたします。会議を進行させていただきます。それでは次第の2でございます。本日の審議会の出席委員は10名でございます。委員の過半数が出席されておりますので、葉山町都市計画審議会条例第6条第2項に基づきまして、本審議会が成立していることをご報告いたします。続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。併せて町の職員のご紹介もさせていただきます。それではお手元の委員名簿に従いまして、ご紹介の方をさせていただきます。なお時間の関係もでございますので、私の方からお名前を読み上げさせていただきますので、その場でご起立をいただきまして、お名前だけで結構ですのでご挨拶お願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。それではご紹介をさせていただきます。東京海洋大学名誉教授の苦瀬会長でいらっしゃいます。

【苦瀬会長】 苦瀬でございます。よろしくお願いいたします。

【松井課長】 続きまして鈴木委員でございますが、今日はご欠席ということでございます。続きまして、一般社団法人神奈川県建築安全協会職員でいらっしゃいます小川委員でいらっしゃいます。

【小川委員】 小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【松井課長】 次に、葉山町議会副議長の窪田委員でいらっしゃいます。

【窪田委員】 窪田です。よろしくお願いいたします。

【松井課長】 次に、総務建設常任委員会委員長の荒井委員でいらっしゃいます。

【荒井委員】 荒井です。どうぞよろしくお願いいたします。

【松井課長】 次に、教育民生常任委員会委員長の待寺委員でいらっしゃいます。

【待寺委員】 待寺です。よろしくお願いいたします。

【松井課長】 次に、葉山警察署長の河野委員でいらっしゃいます。

【河野委員】 河野です。よろしくお願いします。

【松井課長】 次に、神奈川県横須賀土木事務所長の五十嵐委員でいらっしゃいます。

【五十嵐委員】 五十嵐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【松井課長】 次に葉山町内会連合会長の津吉委員でいらっしゃいます。

【津吉委員】 津吉でございます。よろしくお願いいたします。

【松井課長】 柳委員におかれましては今日ご欠席ということでございます。次に宅地建物取引士の田中委員でいらっしゃいます。

【田中委員】 田中です。よろしくお願いいたします。

【松井課長】 次に、建築士の三橋委員でいらっしゃいます。

【三橋委員】 三橋です。よろしくお願いいたします。

【松井課長】 皆様、ありがとうございます。続きまして、本日出席しております町職員の紹介をさせていただきます。事務局といたしまして、都市経済部長の雨宮でございます。

【雨宮部長】 雨宮です。よろしくお願いいたします。

【松井課長】 都市計画課課長補佐の伊藤でございます。

【伊藤課長補佐】 伊藤です。よろしくお願いいたします。

【松井課長】 主事補の桃田でございます。

【桃田主事補】 桃田と申します。よろしくお願いいたします。

【松井課長】 最後に改めまして、私、都市計画課長の松井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。次に山梨町長より、本日の議題であります葉山町都市計画マスター

プランの改定について諮問をさせていただきます。

【山梨町長】 葉山町都市計画マスタープランの改定について、都市計画法第77条の第1項に定める都市計画に関する事項を審議いただきたく、次の議案について貴審議会に諮問いたします。議案番号 32 号、件名、葉山町都市計画マスタープランの改定について。よろしくお願いします。

【松井課長】 それでは、山梨町長につきましては、この後の公務がございますので、この場でご退席させていただきます。本日の会議の時間ですが、概ね 1 時間半を目途に進めさせていただきます。円滑な議事進行にご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。続きまして、本日配布させていただきました資料の確認をさせていただきます。先ほどの委員名簿の他にですね、第22回葉山町都市計画審議会次第がございます。1 枚でございます。続きまして議案第 32 号の資料といたしまして葉山町都市計画マスタープランの主な変更点と記載された 2 枚の綴りのものと、葉山町都市計画マスタープラン（素案）に対するパブリックコメントの実施結果についてというものが、A3 用紙 1 枚でございます。次に、議案第 33 号の資料といたしまして、第 8 回線引き見直しについてと記載されたもの、表紙を入れて 4 枚の綴りのものがございます。次に、議案第 34 号の資料といたしまして、三浦半島中央道（桜山・長柄区間）についてと記載されたもの、表紙を入れて 3 枚の綴りのものと、三浦半島中央道（桜山・長柄区間）に関する都市計画の変更についてと記載された 5 枚の綴りのものがございます。以上になりますが不足等ございましたら事務局にお申し付けください。よろしいでしょうか。

続きまして、お願い事項といたしまして、審議の中でご発言をいただく際はお手元のマイクのボタンですね、こちらを押していただいて赤いランプが点灯してからご発言をお願いいたします。ご発言の後にはですね、再度ボタンを押していただきましてマイクをお切りいただくようお願いを申し上げます。

ここで本日傍聴者が 1 名いらっしゃいますので、入室を許可したいと思っております。それでは議題に入らせていただきます。

ここからの議事進行につきましては、苦瀬会長にお願いしたいと思います。苦瀬会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【苦瀬会長】 はい。苦瀬でございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。私は海洋大学という昔の東京商船大学というところに勤務しておりましたが、もともとは都市計画、交通、それから物流というようなことをやっていましたので、こういう立場に立っているのだと思います。本日も円滑な審議よろしくお願い申し上げます。

それでは議事に従いまして進めさせていただきます。議事の 1 番目でございます。議事録署名委員の指名ということでございます。運営要項第 4 条第 3 項の規定により、議事録を作成するにあたり、委員 2 名が署名することとされております。今回は、荒井委員と田中委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

それでは、議事の 2 番目に移りたいと思います。議事の 2 番目、議案第 32 号諮問事項葉山町都市計画マスタープランの改定について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

います。よろしくお願いいたします。

【伊藤課長補佐】 はい、よろしくお願いいたします。では説明に入る前にですね、ここまで色々と資料をお渡しする中で、かなりお時間も頂きながら資料の方も見ていただいたところ誠にありがとうございました。本日はですね、そういった部分、特に大きな変更点というところを中心に、ご説明をさせていただければと思っております。

それから、先ほど申し上げたパブリックコメントについて、今回パブリックコメントについてもご意見を頂いておりますので、そちらについてのご説明も併せてさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは資料といたしましては、葉山町都市計画マスタープランの改定に伴う主な変更点ということで、2枚綴りのものを1枚と、先にご案内させていただきましたパブリックコメント前にお渡ししている都市計画マスタープランの素案ですね、こちらを併せて見ていただきながら主要な点についてご案内させていただければと思っております。まず資料のマスタープランの改定、主な変更点について、1の交通施策に関する記載の充実、こちらを今回のマスタープランでは重点的に書かせていただいております。理由といたしましては、記載のとおりとはなりますが、令和4年度に行った第5次葉山町総合計画の策定に向けたアンケート調査に、公共交通施策について重点的に取り組むべきでというご意見を多く頂いたこと、それから2の人口減少や少子高齢化の対応で、高齢者への安定した都市サービスを提供するというのが重要になってくるということ。さらに、3といたしまして、鉄道の駅がない葉山町においては、いわゆる2024年問題等の持続可能な公共交通を維持するというのが問題になっているところがありまして、今回重点的に書かせていただくところでございます。こちらについては、関連するページの代表的なところをご案内いたしますと、素案の30ページをご覧くださいまして、こちらが都市づくりの基本目標という中の4項目目ですね。大きな目標としてスムーズで便利な移動を支える都市づくりということで、先ほど申し上げた道路ネットワークの整備に伴う利便性の向上等、それから観光等を含めた交通について、さらには身近な歩行者交通の必要性ということを記載していただく中で、大きな項目として載せさせていただいたものでございます。具体的な方針として、その後第4章の45ページになりますが、こちらは従前の計画ですと、公共交通に関しては道路網の整備の中で述べさせていただいておりましたが、今回この2-2ということで1つ項目立てをして、重点的な事項として書かせていただいたものでございます。①として路線バスの環境の整備、それから②として交通不便地域における新たな交通手段の導入。それから③として観光シーズン等の交通流通への対応ということがございまして、先に申し上げた葉山町地域公共交通計画が策定されておりますので、この計画との連携を意識しながら記載させていただいております。説明資料の方に戻させていただきますと、その後64ページ、75ページ、86ページとそれぞれ地域ごとの説明の中にも同様の記載がございしますが、こちらについては、説明は省略させていただきます。

資料の方1枚おめくりいただきまして、2番目といたしまして、防災施策に関連する記載の充実でございます。こちらの充実した理由といたしましては、1番目、都市計画のマスタープランの高度化版としている立地適正化計画におきまして、防災指針を記載する事が必須になるなど、激甚化する自然災害への対策を都市計画上どう位置づけるかということが非常に重要になっているという点。それから2番目で葉山町では町内会を中心とした自主防災訓練が充実するなど、防災の意識が高いこと、さらに3番目といた

しまして、本都市計画審議会において防災の観点からの記載の充実を求める意見や、令和4年度で行った第5次葉山町総合計画の策定アンケートの中でも、重要度の高い政策として位置づけられたというところがございます。

また先ほどの素案の方に戻っていただければと思いますけれども、29ページですね。まず都市づくりの基本目標の中の2番目として、安全安心して快適に生活できる都市づくりという中で、笑顔あふれる町は何よりもまず災害などに対して安全で安心して暮らせるというところ、それから2項目目の激甚化する自然災害や今後予想される大地震に備えた災害に強い都市づくりを目指しますということで、その目的を明示させていただいたところでございます。なおそれに基づいた具体的な方針といたしましては、52ページです。こちらその前のページから都市環境形成の方針というところで記載が並んでいの中で、新たに52ページの6番目、情報通信インフラ機能の強化、それから公共施設関連の災害対策ということで、特にインフラ整備、災害後の対応BCPとの対応というところを改めて記載させていただいたところでございます。こちらとしましても、同じく67、79、88ページ、それぞれ海岸地域、山手地域、緑陰地域で同様の記載をさせていただいておりますので、後ほど確認していただければと思います。

資料の方にお戻りいただきまして、3枚目のその他というところで、1番目に将来都市構造図の表記の修正で、35ページをご覧くださいと思います。こちらについては、現行の計画では、色分けの方が土地利用の地域方針図と連動していなかったところを揃えた形で土地利用の目的と、それから将来都市構想図の中身を視覚的に分かりやすく示させていただくということで、こういった色分けをさせていただいたところでございます。なおその色分けに関しましては、土地利用のゾーン別ということで、実際に使われている低層低密度の土地利用と中高層高密度の土地利用ということで分けさせていただいております。次に、2といたしまして、現在の社会情勢や部門別計画に対応した記載というところで、①持続可能な公共施設の維持管理について追加の記載をさせていただいております。こちらについては素案の49ページ方を見ていただきますと下段のところに2-6、公共施設の管理運営と書かせていただいております。現在、葉山町の公共施設等の総合管理計画、それから葉山町の公共施設等将来構想に基づきまして、人口の推計を踏まえた計画的な公共施設の適正配置の実施等を進めているところもございまして、改めてここに記載をさせていただいているところでございます。

最後に資料の方の②といたしまして保育行政への対応。こちらについては54ページをご覧ください。3-2福祉の1番下、家庭的保育事業や乳幼児通園支援事業等を行う保育所等の特定教育、福祉施設を整備し、子育て環境の充実を図りますということで、こちらについては福祉施策の方で都市計画上の引継ぎが求められている事業がございましたので、こちらに改めて明記することで、速やかな保育事業の推進に努められるというところで記載をさせていただいているところでございます。以上が葉山町都市計画マスタープランの主な変更点ということで、ご説明させていただきました。

次に、葉山町都市計画マスタープラン（素案）に対するパブリックコメントの実施結果についてでございます。資料の方はA3、1枚のものをお開きいただければと思います。いただいたご意見としては大きく3つございました。1番目が24ページにあたりますが、意見の1番、8 都市環境に関する現状と課題の中の環境に対する負荷の小さい都市づくりの中に、令和3年（2021年）にはやま気候非常事態宣言を表明するとともに、令和4年（2022年）に第3次葉山町環境基本計画を策定し、省エネエネルギーの徹底、再生可能エネルギーの有効利用、普及啓発、脱炭素の普及啓発に取り組んでいます。今後も

引き続き分野横断的に連携して脱炭素化、循環型社会の確立に対応していくことが求められますという記載がございますが、この文中にさらにですね、令和7年（2025年）第6期葉山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の策定を加えることという意見を頂きました。その際の提案理由といたしましては、第6期葉山町域温暖化対策実行計画の「はじめに」の中に、地域の特性に応じた具体的な施策を展開することにより、地域住民や事業者とともに地域温暖化対策に取り組むことで、持続可能な未来を築くことを目指しますと記載されており、環境に対する負荷の小さな都市づくりに重要と考えたためという意見でございました。ご提案にある葉山町地域温暖化対策実行計画については、都市計画マスタープランの部門別計画の1つとして認識しておりますが、全ての部門別計画を羅列することが困難なこと、それから環境基本計画と関連性が高い計画であることから記載しないこととしたというのが、町の対応案となっております。

次に意見2といたしまして、3 都市環境形成の方針の3-1 防災減災の中の⑦公共政策関連の災害対策についてです。その中で、第5章として地域づくりの方針、それから地域別構想の中で海岸地域、山手地域、緑陰地域に共通するところも同様の記載がされているところです。こちらには、長期の停電によるリスクを回避し、エネルギー供給の自立化、多様化を図るため、再生可能エネルギーシステムやEVの蓄電池利用、自家発電機による電力確保など自立分散型エネルギーシステムの導入の検討を進めますという記載がございます。この中に「レジリエンス向上のため」を加えてもらいたいという提案でございました。

次にもう1点、避難所として利用する施設の整備、改修等により衛生環境の確保を図りますという記載もございましたが、この中に「停電時に空調運転できる空調システムの導入をすることにより、」という文言を加えていただきたいという提案もございました。こちらの提案理由としては、葉山町地域防災計画（地震津波対策計画編）に、災害予防計画第1章の地震に強い町づくりの推進第4節建築物の防災化の推進の1 建築物の防災化の計画の中の（3）の中で、公共建築物の災害対策、の中に記載されている避難所や医療救護所となる学校等の公共建築物の災害対策機能の強化について、停電時でも空調等が継続できる都市ガスやLPガスを燃料とした停電対応型ガスエンジンヒートポンプを用い、避難した人々の健康や生命を維持管理する上での重要な空調設備の検討をしていただきたいということでございました。こちらについての町の対応につきましては、再生可能エネルギーシステムや自家発電などの電力確保がレジリエンス、つまり強靱化であることは承知している中で、本文にあえてレジリエンスという記載をせずとも、方針の意図は表されたと考えております。それから2項目目の避難所の改修の具体的な内容については、部門別計画に委ねるものであるため、地域防災計画を所管している防災安全課および公共施設を所管している公共施設課あてに、提案内容についてお伝えしますという形で対応させていただきます。最後に3番目ですが、こちら都市計画マスタープランの内容自体に関わるご意見ではなかったため、簡単に内容だけを報告させていただきますと、長柄地域にお住まいの方が、ご自身の家の前の下水道の整備が行き届かないところに対する対応を望まれているとのことでございました。こちらについては、その後、個別に所管である下水道課の方にその旨もお伝えいたしましたし、下水道課にて対応を進めている旨を伺っておりますので、町の対応としてはお伝えしますという記載とはなっておりますが、実際の対応の方は進んでいるというところでございます。

パブリックコメントの実施結果については以上となります。本日このマスタープランに関しての報告としては以上となります。よろしくお願いいたします。

【苦瀬会長】 ご説明ありがとうございました。それではただいまのご説明につきましてご意見・ご質問などがございましたら挙手をお願いいたします。なお、発言に際しましては、前のマイクのボタンを押していただければありがたいと思います。ではいかがでございましょう。

【待寺委員】 ご説明ありがとうございました。内容を読ませていただいたり、また私前回からも引き続きの議会の部分で出させていただいておりますので、内容等について、特に防災を強化されても高く評価をさせていただいております。それで、この内容というよりも、防災を強化することにあたり、今、都市計画を決定している道路が、海岸線といわゆる山手の国道 134 号という部分を結ぶ非常に重要な都市計画道路がたくさんあって、これを計画的に進めるといような内容になってますけれども、その辺、この 2040 年までの間に担当としてどのくらいの整備を目指していくとか、そういった内容じゃなくて、目標みたいなのを聞かせていただくと、この部分について大丈夫なのかなというふうに思えるかなと思ったので、それについてはどうでしょうか。

【松井課長】 都市計画課でございます。実際に今、都市計画道路、毎年予算をかけて測量等、あるいは買収、そして整備という形で毎年何らかの進捗を見ている状況でございいます。特に災害に対して非常に重要になる海から山という西から東へという路線についてでございますが、これは五ツ合森戸線という路線と向原森戸線というところがございいます。そういったものについては積極的な用地交渉、土地利用のお話があれば積極的にですね、購入をさせていただきたいという働きかけをさせていただいております。実際に昨年度も 3 路線について整備をさせていただいている状況でございいますので、今後も機会を捉えて積極的な整備を進めていきたいと考えております。

【待寺委員】 今ちょうど課長からの話の中であったように、葉山町は今、四季を問わず観光に車で訪れる方も多くて、いざこの間のような津波警報が起きた時に、どう逃げていいかというのが分からない中で、狭あい道路に入ってしまうという危険性もあって、私は都市計画決定している部分については、なるべくご協力を得なきゃできない事業というのは重々承知しておりますけれども、進めていただきたいという点。それから間違っただけで狭あい道路に入ってしまった場合の対策として、例えば今日警察署長がいらっしゃるので、例えば狭あい道路を非常災害時、この間のカムチャッカで起きた 7 月 30 日でしたっけ？あの時のようにああいって津波警報が発令された場合に、その狭あい道路を事前にこちらの海から例えば山に向かっていく、それから安全な方へ向かっていくという一方通行道路にできないかという問い合わせを受けたことがありまして、つい最近なんですそれが。やはりこの間の津波の時に、その方は出会い頭で車が動けなくなりました。それは逃げるためじゃなくても、通常で動いててそういうことも起きてしまうので、例えばそういった警報級のものが出た時に、事前に都市計画の中でそういった形ができるので、これももちろん警察協議が当然必要になる案件なんですけれども、その辺について今回防災について膨らませてたので、1 つの考え方としてどうなのかなと、また私の聞かれた立場でどのように町あるいは警察の方で対策が取れるのかについてお聞かせいただければと思います。

【松井課長】 実際、狭あい道路としては確かに葉山の町中に非常に狭い部分がございます。そういったものについてはですね、今後できれば早い年度でですね、狭あい道路整備事業というものを展開していきたいと今まさに部内で調整をしているところでございます。そういったものについて整備をするということと、また実際狭い道路がございますので、そういったものについて地元のお声を聞きながら、そうですね、一方通行そういったものについては、ただ警察さんのお声を確認しながらですね、取り組める部分があれば取り組んでいきたいというふうに思っております。

【河野委員】 警察関連ということで、お話をいただきました。こういった災害時における、警察で管理している大規模災害に備えての道路にしているというのは、あらかじめ計画の中に立てられておりまして、そこについては災害時の公共派遣に必要な部分で必ず通れるよう全力を尽くしてまいっているところなんですけれども、私も着任をいたしまして、葉山の管内、非常に狭い道路が多数あるという実感をしているところであります。災害の時の道路の指定というのは、なかなか難しい判断を伴うものだと思います。津波もですね、いつの段階で避難をするのか、いつの段階で避難解除できるのかというのは、とても書面の中で定義できるものではないと思いますので、まず人の生命、そういう安全が第一ということでございますので、まずは高台の方に避難していくというのが大事だろうかと思います。そういったところでの避難所の整備とかですね、それらを踏まえて、その道路の拡張というところが土地の問題など検討していただけるということがまず大事になっています。その道路を指定しての一方通行というのは、人によっては必要に感じるかもしれませんけれども、やはり一方通行の指定というのは、なかなか災害の中身が見えない中で指定するのは少し難しいのではないかなと感じております。本当に必要であれば、警察本部のほうで協議を進めていくとは思いますが、今のところ明確な回答は難しいのかなと思います。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。何か追加しますか。

【伊藤課長補佐】 先ほど私どもの課長の方からお話しさせていただきました狭あい道路の整備ですね。こちらについては具体的に計画を進めようとしているところも踏まえまして、素案で申し上げますと、何箇所か記載はあるんですが43ページに、こちらが一番下に記載の生活道路の整備の中で、2段落目の最後の2行になりますが、まさに今申し上げた狭あい道路の整備計画の策定ということを提示させていただいてまして、より具体的にそこを進めていこうという趣旨を汲み取っていただければということです。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。今、河野委員からもお話がありましたが、学会でもそういう議論が時々出るんですが、端的な例としては、駅が地震でおかしくなると。だけど電車が来るかもしれないから線路に降りるなっていった方が正しいのか、駅が燃えてきたから線路に降りて早く逃げろといった方がいいのか。それをどっちでどんな時にどう判断するのかとのいうのをいつも我々も議論してて、多分交通管理をされている所長さんはその辺のお悩みが大変だろうなと思いますね。なかなか都市計画で「この道はこっちにしちゃえ」って決められるかどうかって難しいのかなって私は個人的に

思いました。すいません、余計なこと言いました。他にいかがでございましょう。

【荒井委員】 所長がお越しになられているのでちょっと確認なんですけど、私どもの防災の件で言いますと、南郷上ノ山公園というところが広域避難所になっているんですね。当然今、待寺委員の方から防災という部分が加わってて、私どもの記載の中には広域避難所ってのはどこにも記載がなくて、県道 311 号線にリストの看板っていうんですかね、看板もない中で、この間の 7 月 30 日の津波の時、私が聞いているのは、長柄小学校に車が集中したというふうに聞いております。湘南国際村にも車が入ったというのは聞いてて、逆に県道 311 号線の中のこちらから行くと、逗葉新道の入り口の手前の右のところに広域避難所という看板が実はないんですね。それがちょっと今回はなかったかなと思っていて。このページでいうと、19 ページも、46 ページも、76 ページも南郷上ノ山公園というのは出てるんですけど、公園整備の話しか出てない中で、県と連携しながらね、そういった広域避難所という部分に関しては記載があってもいいんじゃないかなと僕は思ってるんですけど、県道からの流れという部分でいうと、この間の 7 月 30 日を踏まえてどういう位置づけの広域避難所になっているのかなと思ってたんですけどどうでしょうか。

【松井課長】 その件につきまして葉山町の課題であるというところでございます。葉山町と警察署様と協議をさせていただければという内容になっておりますので、所管部署に防災安全課というところがございますので、そちらとお話をさせていただければというふうに思っています。

【荒井議員】 ありがとうございます。県道の看板設置は町がやるということですか。

【五十嵐委員】 県道の出ている看板というのは、様々な看板がございまして、いわゆる県道に青い看板があると思うんですけども、あの県道のネットワークを構築しているような看板については、我々道路管理者が設置しています。その他色々な看板があるんですけども、例えばそうですね、警察さんで規制をしている看板もありますし、それから公園を案内している、あるいは防災上の避難所を指定して、そちらも案内している看板もある。そちらの避難所を誘導するという点については、おそらく町の防災部局の方で防災計画に基づいた案内をしているということで、県が設置しているというよりは、その防災の避難ルートを案内している看板ということで、防災部局が設置しているという流れになりました。道路にかかっている看板が全部県の方でやっているというわけではなくてですね、その道を使って何を誘導するか、その目的に従ってその看板設置者がいらっしゃるということです。

【苦瀬会長】 はい。ありがとうございました。他にご意見ありますか。

【小川委員】 ちょっと細かい点で恐縮なんですけど、まず人口推計の関係なんですけれども、素案の 30 ページの下に参考として人口推計が掲載されているんですけども、出典

が国勢調査と書いてありますけれども、正しくは第五次葉山町総合計画で推計しているものだと思うんですけども、例えばこれ 2035 年は 30,154 人となっております。これは総合計画をそのまま持ってきたので、これはそれでよろしいかと思えますけれども、一方で都市マスの人口フレームがですね、ページで申し上げますと、36 ページに計画フレームとして将来の人口で令和 17 年（2035 年）が 28,000 人ということで、総合計画が 30,154 人ですから、都市マスの方はかなり下目の数字になっていると。ここには「令和 2 年人口世帯数は国勢調査による」と書いてあるんですけども、令和 17 年のことはあまり詳しく書いてないんですけど、これ確か県の都市マスとも連動していて、人口問題研究所ですか、国の。そこから持ってきていると思うんですね。それぞれ根拠がある数字なんですけれども、単純に比較すると数字の相違がありますので、その辺の説明がつくような形で、最終的に都市マス上の計画人口が 28,000 人ということを想定しているんでしょうけれども、必ずしも今議論になっている施策について、積み上げて人口フレームを出しているわけではないと思いますので、その辺の違いについてももし何かご意見があればですね、説明できるようにしていただければということが 1 点です。それからもう 1 点は、先ほど変更点の説明の中で、3 その他 将来都市構造の表記の修正について、説明がございましたが、この 35 ページの将来都市構造図ってということで、カラーで見られている方はよく分かると思うんですけども、この左側の 34 ページを見ますと、自然環境保全ゾーンの中に田園居住ゾーンというふうに書いてあるように見えるんですね。ただ、この凡例右上がちょっと小さいんですが、低層市街地ゾーンから始まって、自然環境保全ゾーン、田園居住ゾーンで、4 つのゾーンがあるような感じを受けると思うんですよ。これと連動してですね、ちょっと色々とページを開いていただいて恐縮なんですけども、41 ページに土地利用方針図があって、この右側の凡例を見ますと、低層市街地ゾーン、複合型市街地ゾーン、自然環境保全ゾーンって 3 つのゾーンがあると。その中に低層住宅地とか用途地域と連動したような色塗りがあるっていう。だから 3 つのゾーンが大きなゾーンだよという中で、例えば自然環境保全ゾーンには田園住宅地って書いてあるんですね。だから何を言いたいのかというと、先ほどの 34 ページの説明だと、自然環境保全ゾーンの中に田園居住ゾーンがあるようなかたちなんですけども、まあもし正確に言うのであれば、田園住宅地ってなるのか、いずれにしてもその辺の整合をとっていただいたほうがわかりやすいのかなというところでございます。それに関連して、この記載しているゾーンっていうのは、後ろの地域づくりの方針でいきますと、緑陰地域になると思うんですよ。ページでいきますと 81 ページから始まっている、緑陰地域なんですけれども、この 83 ページにですね、地域づくりの方針 緑陰地域のですね、地域づくりの方針 まあ将来像が記載されていて、その 4 行目下にですね、うるおいのある市街地整備によって自然とまちが響き合い、云々って書いてあるんですけど、ここって確か調整区域だったと思うんで、先ほどの田園居住地ですか、ですの、ちょっと市街整備というのは言葉として市街化区域ではないし、DID でもないと思いますので、ちょっとふさわしくないかなと思いますので、ここは少し修正していただいたほうがよろしいのかなと思います。

【伊藤課長補佐】 ご指摘等ありがとうございます。まず 1 点目の人口推計のお話についてですが、先にですね、正誤のところについては、申し訳ございませんでした。小川委員がおっしゃられるように 30 ページの人口推定の根拠資料といたしましては、第五次葉山町総合計画の中に記載されているもので、こちらについては葉山町を独自で推測をしたものということになっております。併せて先ほど 36 ページでですね、こちらにつ

いては、またあの今おっしゃる通り県が持っている整備、開発及び保全の方針の推計資料をそのまま用いまして、葉山町の都市計画の区域における神奈川県が推計したりですね人口を記載させていただいているというところでございますので、その違いについて明確に示せるようにさせていただくとともに、30 ページについての出典は直させてさせていただいた中で、こちらはあくまでも町が独自でやったというところを明示させていただければというふうに考えております。それから2点目の主な変更点の中でご案内したちょうど今ご指摘いただいたので、もう一度で説明ができればと思っているんですが、35 ページの将来都市構想図と、それから41 ページの土地利用方針図、これらの関係だと思えるんですけども、あくまでもその将来都市構造図というのは、今後そういった土地利用を想定しているというゾーン分けと、それから具体的な軸と言っている道路ですね。拠点としてポイントの位置づけ、それからゾーンと言っているのは面整備の部分になるんですけども、3つを記載させていただいている中で、この41 ページに行ってくださいと、では具体的にどういった土地利用を貼り付けていこうかというのを示しているのが土地利用方針図ということになるので、より具体的に記載するのが41 ページのほうになるというところと言うと、完全に同じ名称ではないんですけども、例えば先ほど委員がおっしゃられた田園居住ゾーンに関しては、土地利用方針図というところの田園住宅地としての土地を進めていきますよというような少し似たような表現になっていて分かりづらいんですけども、あくまでもゾーンというのはそういった方向性を示す将来都市の構造、具体的にはそこにどんな土地利用をするかという、似たような名称になってはいるんですが、田園住宅地という表現にさせていただいているところです。少し細かい話になりますが、確かにですね35 ページの将来都市構造上は大きく3つのゾーンがある中の内書きとして田園居住ゾーンを置いているというのはご指摘のとおりなんですけれども、一方で土地利用方針図の際にはそういった三層構造ではなくて、あえてですね。田園住宅地、こちらは特に市街化調整区域の中でも、人がお住まいになることを意識した地域ということで設定しているので、ゾーンが重複することなく記載をさせていただいてはおります。ちょっと分かりづらい説明になってしまいましたが、そういった目的が違う、あるいは意図が違うというところでご理解いただければというふうに思っております。それから3点目の83 ページですね。まさにこれは委員がおっしゃる通りですね、現行の計画の中で記載されている表現、うるおいのある市街地整備というところを踏襲してしまいましたが、確かに市街地整備という言葉自体は市街化区域なり都市を編成していくというニュアンスをどうしても感じ取ってしまいますので、こちらについては適切な表現に修正することを念頭に、ご意見として承ります。ご指摘・ご意見ありがとうございました。

【苦瀬会長】 他にいかがでしょうか。

【窪田委員】 54 ページの保育行政への対応というところで、家庭的保育事業や乳児等通園支援事業等を行う保育所の特定教育福祉施策整備と、かなり具体的な策だと思うのですが、この辺りを長期計画の中に盛り込まれた理由はいかがでしょう。

【伊藤課長補佐】 こちらについてはですね、まずこういった計画を作るにあたり、庁内の各部署に都市計画上の位置づけが必要かどうかという照会をさせていただきまして、その中で、ここに申し上げた家庭的保育事業や乳児等の通園支援事業を意識した土地利

用が必要であるということがありました。過去にもですね、特に市街化調整区域が多いんですけども、こういった都市計画上の位置付けがないとなかなか施設整備あるいは施設の用途利用が進まないというような事情があるというところもございましたので、ここだけ確かに細かく書きすぎだなというところは、おっしゃる通りなんですけれども、こういう記載をすることによって、実際にこの保育事業を進める際に、都市計画マスタープラン上に位置づけがされていますというご案内をして、事業が進むというような実態があるところで書かせていただいたところです。違和感を感じられるかもしれませんが、そういった事情がございました。

【窪田委員】 以前、市街化調整区域に保育園を誘致するのに苦労した部分があるかと思っています。そのあたりで、今度は保育園というところではない、さらに年齢を絞っているというところがとても気になったので、もう低年齢じゃない、5～6歳は大丈夫ってことの位置付けになってしまうのかなってところで、反対に、絞らずもうもう少し大きな枠の保育事業っていうところでないところが気になったってところです。施設が必要だと思われているっていうところは理解しているつもりです。

【苦瀬会長】 他にいかがでしょうか。

【待寺委員】 53 ページで、今回、防災・減災を都市環境形成の方針でだいぶ入れていただいて、一番最後にですね、53 ページに無電柱化の研究に取り組みますという記載があります。これもう2040年までの計画なので、取り組むのは取り組んでいただくんですが、実現する意気込みでやっていただきたいという思いでありますけれども、それはいかがでしょうか。

【雨宮部長】 ありがとうございます。研究という文言になっちゃって申し訳ないですけど、今実際にですね、やるつもり満々で今動かしているのは間違いございません。ちょっと期日のほうはですね、今ご意見いただきましたので検討して変えさせていただければと思います。

【苦瀬会長】 他にいかがでしょうか。

【五十嵐委員】 今回都市計画マスタープランということで、先ほど小川委員の方からもあったところの確認なんですけども、市街化調整区域であって、田園居住地にあって、既存の住宅地というのを活かしていくという方針を打ち出しているんですけども、一方でそういった里山なり、結構山あいの方に入っていくと、どうしても斜面が近接しているとかっていう場所が多くなると思うんですね。そういったところの土砂災害にかかる懸念としては土砂災害警戒区域などに配慮しながらというのが入っているんですけども、その兼ね合いみたいなところは、この中でどういう手法で居住を誘導しているだとか、そういったところは何かこの中で考えていられるんでしょうか。

【伊藤課長補佐】 先ほどのゾーニングの話だけで申し上げますと、大きな現行の町が行っている土地利用、先ほど小川委員がおっしゃった用途ですね。用途に類する部分の区分けだけになっております。先ほどの田園居住ゾーンというのは、神奈川県の方で示されている、市街化調整区域の中の土地利用の区分けとして、建ぺい率だったり容積率で色々と分けられていて、市街化調整区域の中でも、里山的に多くの方が住まれていることについて、今回、田園住宅地というふうにさせていただいているところです。

災害に関係するところでは、まだこのゾーニングの中には反映しておりませんが、先に言った神奈川県の整備開発及び保全の方針で、市街化区域も含めた災害レッドゾーン内の規制対応というのは一定程度求められているところではありますので、今後視野に入れていかなきゃいけないのですが、まだこの都市計画マスタープラン上にそれを明示するというのが、ご承知だと思うんですけど特に三浦半島地域ではなかなか難しいところもあり、書ききれないというのが実態というところでございます。

【五十嵐委員】 おっしゃっていただいたように、危ないところにはなるべく住まないというのが県から示された方向性だと思うんです。その中で、土砂災害が多いこの地域の中で、これから立地適正化計画ですとか、あとは地区計画ですとか、手法があるので、そういったところの手法も色々ご検討いただけたらなと思っています。

【伊藤課長補佐】 立地適正化計画は葉山町の方では具体的にはなっておりませんが、先ほど触れたように、都市計画マスタープランの高度化版という認識もございしますので、具体的に立地適正化計画を策定する際は、市街化区域の中でさらに居住誘導していこうというようなところで、災害に関する部分というのは明確になってくるだろうとは思っていますし、当然そういったところを配慮した計画にさせていただきたいと思っています。

【苦瀬会長】 他にいかがでしょうか。私も委員の一名として、一つだけ。30ページのスムーズで便利な移動を支える都市づくりなんですけども、これは色んな市町村や場面で議論になるんですけど。これはこれで非常に良いんですが、スムーズで便利な移動をする人っていつも若くて元気なのかって、意見があがるんです。色々考えてみると移動するってだんだん年齢が高くなってくると、買い物とか病院とかそういうことが多くなるんです。それがだんだんネットで買えるとか買い物代行が増えていくとか、遠隔診療ができて、今薬も薬剤師が持って来てくれるようになったとか。実はもちろん移動も健康な方たちの移動も重要なんだけど、そういうなかなか重たいものを持って大変だからそういった人たちの交通行動をサポートする。そういう人たちの行動というか移動もあるんだって、よく学会なんかで議論があるんですね。ですからこの表現でももちろんこれは問題ないでいいんですが、そういう交通もあるんだということは頭に入れておいていただくと助かるということでございます。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

【伊藤課長補佐】 皆様ご意見ありがとうございました。今回はパブリックコメントを先行するにあたり、一部の委員の方にはなってしまいますけども、事前にいただいた御

意見も反映させた上で、改めて次回の審議会の中で、答申案とさせて頂こうと思っております。また、素案には分かりづらい表現だったなんていう声もあったので、内容を変えるつもりはございませんが、もう一度その文章の体裁とか組み方でそういったところは見直していただく中で、答申をいただくよう準備をさせていただきますのでよろしくお願い致します。ありがとうございます。

【苦瀬会長】 ということは、今日解散されてから、ここ言い忘れたとか気付いたっていうのはご連絡をしていってということですね。分かりました。ということで、何かお気づきの点がございましたらお願い申し上げます。それでは、議題の2番については、議論が収まったということできたいと思います。

次に、議事の3番目について でございます。議案の第33号 報告事項でございますが第8回線引き見直しについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

【伊藤課長補佐】 資料といたしましては、第8回線引き見直しというパワーポイントのものになりますけれども、議長の後ろのスクリーンにも投影させていただきます。お手元の資料を見ていただいても結構ですし、スクリーンに映っているものでも結構なのでよろしくお願い致します。線引きは神奈川県がおおむね10年後の将来都市構造予測の下、都市計画区域について、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などを都市計画に定めるとともに結びつくような市街化を防止するため、市街化区域と市街化調整区域に区分するもので、都市計画の根幹が進むというところになります。線引き見直しの対象といたしまして、先ほど言った都市計画の整備、開発及び保全の方針、この中ですね、先ほど五十嵐委員もおっしゃられた土地利用に関する具体的な災害に関する部分等の記載がございます。二番目の区域部分については、市街化調整区域と市街化区域を分けるという部分になっております。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に定める都市計画マスタープランは、県の都市計画区域の整備、開発及び保全方針に即して作成されていて、神奈川県と県内の各市町村が連携して作成します。こちらの考え方ですが、前回の線引きと同じ葉山町都市計画マスタープランに基づき作成しているため、神奈川県が定めた県全域共通の見出しの基準による変更にとどまっております。今回の変更は防災関係のものが主になっています。まさに先ほどご指摘いただいたところになりますね。主な記載内容としては、地域の事情に応じ防災・減災のリスクの軽減を図るところとその二番目の丸として災害のレッドゾーンの中には原則として利用しないと。今書かれたところが、先ほどお話しいただいた内容のところになっております。次に区域区分、それから市街化区域、市街化調整区分につきましては、区域区分は都市計画区域についての無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めるものです。これが区域区分の定義となっております。今回葉山町といたしましては見直しの基本的な考え方、これも先ほどの都市計画マスタープランの方にも記載しましたが、県が算出した人口フレームに基づいた区域区分の見直しというところで、区域区分の見直しは行わなかったというところでございます。こういった流れでこの計画が進んでいるかというところになりますけれども、先ず、既に令和6年度中に素案の作成・閲覧、それから公聴会、それを基にした原案の作成、原案を基にした案の広告と縦覧まで済んでおりました。この時点で7月30日のこの葉山町都市計画審議会にてご説明するところでしたが、ここから2ヶ月経つ中でですね、8月27日に神奈川県の方で都市計画審議会が行われまして、この案について了承されました。

最終的に都市計画の決定については、これはおおよそとなりますが、本年11月頃というところで聞いております。本件につきましては、前回昨年の11月に行った都市計画審議会の中でも同様の内容を説明させていただきましたが、今回、新しい委員もおられるので、改めて説明させていただくとともに、こういった流れかを中心にご案内させていただこうと思ひまして、報告という形で、議題をあげさせていただいたところでございます。説明としては以上になります。

【苦瀬会長】 はい、ご説明ありがとうございました。何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(質疑等なし)

それでは、議事の4に進みたいと思います。議案第34号報告事項でございますけども、三浦半島中央道路について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【伊藤課長補佐】 三浦半島中央道路(桜山・長柄区間)についての説明でございます。こちらですね、スクリーンあるいはお手元の資料を元に説明させていただきますので、よろしくお願い致します。こちらにつきましても、前回の都市計画議会の中でも触れさせていただきましたが、事業の進捗がありましたので、そちらの説明をするとともに、新しい委員に向けて概要の方も併せて説明させていただければと思っております。

一枚おめくりいただきまして、三浦半島の道路整備ということで、こちらについては渋滞を解消する道路整備と災害対応、こちらが三浦半島中央道路の目的となっております。今回の整備というのは、南郷公園北側のイトーピア団地の下を通るトンネルの部分(約1キロメートル)ということになっております。一枚おめくりいただきまして、具体的な道路計画は、資料の地図では北側を右に、南側を左に縦に描いております。右側の池子に至る逗子側の交差点から葉山側の311号を抜ける間のトンネル整備について、縦断図のとおりおおよそ1キロのトンネルを整理するという形になっております。こちらの赤い点線が通るところがトンネルが通るところです。右側の標準横断図というところで見いただくと、当初からですね、トンネル部として約10.5メートルの幅の中で車道2車線と歩道を確保するというような形の整備になっております。ちなみに左側の開削部については車道が3車線になって、歩道が付くというような形の整備ということで、これは平成5年の当初からですね、このような計画を立てられたというところでございます。

一枚おめくりいただいた都市計画の変更案、今回なぜ都市計画の変更をするかといったところになりますけれども、下の横断図を見ていただきまして、現行の計画では計画幅が13.9mから16.8mとなっております。今回実際の実施計画を立てる中で工法の確定がされまして、このロックボルトを使った工法が定まりましたので、このロックボルトを差し込む部分の幅だけ都市計画幅が広がるということで、19.2mから28.5mと幅が広がるという変更をさせていただくというのが、今回の都市計画変更の趣旨となっております。ですので、トンネル自体についての変更というのはないんですけども、都市計画変更をかけてその道路幅、都市計画幅を広げる必要があるので、今回の都市計画変更をさせていただくという形になっております。これも前回の審議会の中でご案内させて

いただきましたが、今後のスケジュールでいいますと、関係機関との調整が終わり、7月の時点ではですね、この都市計画説明会が行われていない段階でしたが、今回ですね、この9月12日、それから13日に都市計画変更をする旨の説明を町民の方向けに差し上げました。今後、所定の法定手続きに移ることとなっております。参考といたしまして、都市計画説明会の際にこういった内容で説明を差し上げたのかという資料として、三浦半島中央道路（桜山・長柄区間）をご用意しておりますが、内容については、先ほど言ったようにロックボルトの拡幅についてと、都市計画変更を行う目的を伝えるものとなりますので、この資料の内容については省略させていただこうと思っております。都市計画説明会のあと法定手続きということで進める流れになっておりますが、こちらについては、この後、素案の作成、それから公聴会、その後議案の作成案の公告・縦覧、それから、これは神奈川県が行う整備になりますので、神奈川県都市計画審議会を経てですね、都市計画決定されるという流れになっております。現在まだ素案の作成にまで至っておりませんで、今年中に素案の作成・公聴会をやろうかというところで、神奈川県の方からご連絡をいただいているというところとなっております。説明については以上となります。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは、ご報告を承ったということにさせていただきます。

本日用意された議事は以上となります。次第によりますと4番目にその他というのがございます。これについては何か事務局からございますでしょうか

【伊藤課長補佐】 議案第32号で諮問させていただきました葉山町都市計画マスタープランの改定につきましては、この後答申をいただく予定でございます。予定といたしまして、次回11月6日の午後ですね。またこういった都市計画審議会を開かせていただきまして、その際に答申という形でご意見をいただければというふうに考えておりますので、またあの内容確定次第ですね、開催通知の方は差し上げようと思っておりますが、そういった予定というところでお知らせさせていただければと思っております

【苦瀬会長】 ありがとうございます。それでは、以上全部の議事が済んだようでございますので、皆さまにおかれましては、マスタープランでなにかお気づきの点があったら事務局にご連絡いただくようお願いいたします。それでは、これをもちまして第22回葉山町都市計画審議会を閉会いたします。本日はどうもお疲れ様でございました。

以上会議の顛末を記載し、その相違のないことを証し署名する。

令和7年 11 月 28 日

署 名 委 員

荒井直彦

署 名 委 員

田中为江子